- 第1条 新居浜工業高等専門学校運営組織規則第21条の規定に基づき、専攻科の教育等に 関する事項に対処するため、専攻科教育委員会(以下「委員会」という。)を置き、委 員会に関し必要な事項を定める。
- 第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 専攻科の教育及び指導に関する事項
  - (2) 専攻科学生の入学, 進学及び就職に関する事項
  - (3) その他専攻科学生に関する事項
- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。
  - (1) 専攻科長
  - (2) 各専攻主任
  - (3) 生産工学専攻の機械工学コース担当、環境材料工学コース担当
  - (4) 各学科, 数理科及び一般教養科の教授又は准教授 各1人 ただし, 専攻主任の 所属する学科の委員については, 専攻主任が兼ねるものとする。また, 生産工学 専攻の機械工学コース担当及び環境材料工学コース担当は, それぞれ機械工学科 の委員, 環境材料工学科の委員が兼ねるものとする。
  - (5) 学生課長
- 2 委員会の委員は、校長が委嘱する。
- 3 第1項第3号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前項の委員に欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第4条 委員会に委員長を置き、専攻科長をもつて充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 第5条 委員長は、必要により委員でない職員を委員会に出席させることができる。
- 第6条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。
- 第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会の議を経 て専攻科長が定める。

附則

- この規程は、平成14年6月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成15年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は, 平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成25年9月19日から施行する。